

公益財団法人
日本バウンドテニス協会
加盟団体登録規程

公益財団法人 日本バウンドテニス協会 加盟団体登録規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本バウンドテニス協会（以下本会という）定款第5条による加盟団体に関し、必要な事項を定める。

(加盟団体)

第2条 本会の加盟団体は、次のとおりとする。

北海道バウンドテニス協会、青森県バウンドテニス協会、岩手県バウンドテニス協会、秋田県バウンドテニス協会、宮城県バウンドテニス協会、山形県バウンドテニス協会、福島県バウンドテニス協会、群馬県バウンドテニス協会、栃木県バウンドテニス協会、茨城県バウンドテニス協会、埼玉県バウンドテニス協会、千葉県バウンドテニス協会、東京都バウンドテニス協会、神奈川県バウンドテニス協会、山梨県バウンドテニス協会、長野県バウンドテニス協会、新潟県バウンドテニス協会、富山県バウンドテニス協会、石川県バウンドテニス協会、福井県バウンドテニス協会、静岡県バウンドテニス協会、愛知県バウンドテニス協会、岐阜県バウンドテニス協会、三重県バウンドテニス協会、滋賀県バウンドテニス協会、京都府バウンドテニス協会、大阪府バウンドテニス協会、兵庫県バウンドテニス協会、奈良県バウンドテニス協会、和歌山県バウンドテニス協会、鳥取県バウンドテニス協会、島根県バウンドテニス協会、岡山県バウンドテニス協会、広島県バウンドテニス協会、山口県バウンドテニス協会、香川県バウンドテニス協会、徳島県バウンドテニス協会、愛媛県バウンドテニス協会、高知県バウンドテニス協会、福岡県バウンドテニス協会、佐賀県バウンドテニス協会、長崎県バウンドテニス協会、熊本県バウンドテニス協会、大分県バウンドテニス協会、宮崎県バウンドテニス協会、鹿児島県バウンドテニス協会、沖縄県バウンドテニス協会

(ブロック区分)

第3条 加盟団体は、都道府県を単位とする団体とするとともに、そのブロック区分は、次のとおりとする。

ブロック区分	都 道 府 県 名 区 分
北海道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
東 海	静岡、愛知、三重、岐阜

近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	香川、徳島、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第2章 組 織

(加盟団体の組織)

第4条 加盟団体は、都道府県のバウンドテニスの総合的統轄団体として適当なる組織を有しなければならない。

2. 加盟団体の名称には、当該加盟団体が所在する都道府県名を冠しなければならない。

第3章 権 限

(ブロック協議会)

第5条 加盟団体は、第3条のブロック区分を単位とする協議会を結成することができる。ブロック協議会を結成した場合には、当該協議会の代表者は、当該協議会の規約および役員名簿を本会会長に届け出なければならない。

(加盟団体会長会議等)

第6条 本会会長は、必要と認めた場合には、加盟団体会長会議およびブロック協議会会長会議を招集することができる。

2. 本会会長は、必要と認めた場合には、加盟団体事務担当者およびブロック協議会事務担当者の事務連絡会議を招集することができる。

第4章 義 務

(報告および届出義務)

第7条 加盟団体は、当該団体の毎事業年度開始1か月前から開始後1か月の間に、当該年度の事業計画書を本会に提出しなければならない。

2. 加盟団体は、当該団体の毎事業年度終了後2か月以内に、当該年度の事業報告書および収支決算書を本会に提出しなければならない。

3. 加盟団体は、本会に対し、当該団体が選任している評議員および当該団体の役員ならびに当該団体の規約、規程その他既に本会に提出してある書類に変更があった場合には、ただちに書面をもって本会に届け出なければならない。

4. 加盟団体およびブロック協議会は、本会が必要とする書類の提出を求めた場合には、すみやかに本会に提出しなければならない。

(分 担 金)

第 8 条 加盟団体は、定款第 1 1 条に規定する分担金を毎年 5 月末日までに納入しなければならない。

2. 前項の分担金の金額は、5 万円とする。

第 5 章 加盟および脱退等

(加 盟)

第 9 条 定款第 5 条第 2 項により、新たに本会の加盟団体になろうとする団体は、その代表者から次の書類を本会会長に提出し、理事会および評議員会の承認を得なければならない。

(1) 加盟申込書

(2) 規約

(3) 役員名簿

(4) 支部組織表

(5) 会員名簿

(6) 当該年度事業計画書および収支予算書

2. 加盟の承認を得た団体は、ただちに定款第 1 1 条に規定する分担金を納付する。

(脱 退)

第 1 0 条 定款第 5 条第 3 項により、加盟団体が脱退しようとする場合には、その代表者から次の書類を本会会長に提出し、理事会および評議員会の承認を得なければならない。

(1) 脱退届

(2) 脱退理由書

(退 会)

第 1 1 条 加盟団体が次の各号の一に該当したときは、理事会および評議員会の決議により、これを退会させることができる。

(1) 本会の加盟団体としての義務に違反したとき。

(2) 加盟団体が資格を失ったとき、または本会の加盟団体として不相当と認められたとき。

第 6 章 補 則

(納付金の精算)

第 1 2 条 加盟団体が第 1 0 条により脱退し、または前条により退会した場合であっても、既に納付した分担金その他の納付金は、理由のいかんを問わず返還しない。また、脱退ま

たは退会前に支払いの義務が生じた納付金は、ただちに納付しなければならない。

(その他)

第13条 この規程に定めのない事項については、理事会で定める。

付 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

沿 革

昭和60年2月1日 制定

平成5年2月1日 改定

平成13年4月1日 改定

平成15年4月1日 改定

平成15年10月20日 改定

平成22年6月19日 改定

平成24年4月13日 改定

平成30年3月10日 改定

令和6年4月1日 改定